

大会運営に関する細則

第1条（目的）

この細則は、競技委員会規程第3条の規定により、連盟主催大会の運営に関し必要な事項を定める。

第2条（競技規則）

競技は、(公財)日本ソフトテニス連盟ハンドブック及び本細則により行う。但し、ハンドブックと本細則の規定が異なる場合は、本細則により行う。

第3条（プログラムの編成）

1. 各大会のプログラム編成は、競技委員が行うが、必要に応じ強化委員を加えることができる。
2. 各大会のプログラム編成は、次の事項に留意し行う。
 - (1) シードペアを最初に配置する。シードペアの決め方は、次のとおりとする。
 - ア、県民大会第二部は、前年度国体選手、前年度成績の順とする。
 - イ、県選手権大会は、前年度ランキングの順とする。
 - ウ、その他の大会は、前年度成績の順とする。
 - (2) 参加申し込み数が4ペアに満たない場合は、不成立とし直近の種別に組み入れることができる。

第4条（運営責任者）

1. 大会の運営責任者は、競技委員長をもって充てる。但し、競技委員長が不在の場合は、副委員長が代行し、副委員長が不在の場合は、別に定める。
2. 運営責任者は、当日の大会運営を統括する。

第5条（運営委員）

1. 大会の運営委員は、競技委員をもって充てる。
2. 競技委員が不足し大会運営に支障をきたす場合は、別に運営委員を加えることができる。
3. 運営委員は、運営責任者の指示を受け、受付、進行、記録及び表彰等の業務を行う。

第6条（大会当日の日程）

大会当日の日程は、次に掲げる時間を原則とする。

- (1) 開場は、8時とする。
- (2) 受付時間は、8時15分から8時45分までとする。
- (3) 練習は、8時55分までとする。
- (4) 開会式は、9時開始とする。
- (5) 試合開始は、開会式終了後速やかに開始する。

第7条（選手受付）

1. 出場選手は、次項に定める受付終了時間までに受付をしなければならない。
2. 受付終了時間は、午前8時45分とする。但し、変更する場合がある。

3. 受付終了時間までに受付がされなかったペアは、棄権扱いとする。但し、受付終了時間までに連絡があった場合は、第1試合の試合開始時間をもって棄権扱いとする。

第8条（選手変更）

選手変更は、受付終了時間までに、次の各号により行うことができる。

- (1) 個人戦の場合は、ペアの片方の選手のみとし、双方の変更は認めない。
- (2) 同一加盟団体での他のペアを解体しての変更は認めない。但し、同一加盟団体で2ペアとも片方の選手が不参加の場合は、残りの各1名ずつでペアを組むことができる。その場合、原則として、ランクの低い位置のペアを棄権とし、ランクの高い位置のペアの選手変更を認める。
- (3) 団体戦に2チーム以上参加する場合においては、申込書に記載した選手の下位チームから上位チームへの移動は認めるが、上位チームから下位チームへの変更は認めない。また、参加ペアが減少する場合は、下位チームを棄権とする。
- (4) 団体戦の場合は、参加条件の範囲であれば人数の制限は設けない。

第9条（レフェリー長）

1. レフェリー長は、審判委員長をもって充てる。但し、審判委員長が不在の場合は、審判副委員長が代行し、審判副委員長が不在の場合は、別に定める。
2. レフェリー長は、当日の審判業務を統括する。

第10条（審判の割当て）

審判は、出場選手が次に掲げる割当てにより行う。但し、変更する場合がある。

- (1) 団体戦は、対戦チームの相互審判とする。
- (2) 個人戦のうち、トーナメント戦は敗者審判、リーグ戦は当該コートの前試合対戦ペアから各1名を選出し行う。
- (3) 各コート第1試合の審判は、指定審判とする。

第11条（雨天時の対応）

大会当日雨天の場合、原則として、試合は行うこととし、選手は会場へ集合することとする。止むを得ず中止とする場合の決定は会場で行う。但し、台風接近等の場合は除く。

第12条（大会の中断及び延期、中止等）

1. 開会后、降雨、日没等により大会続行が不能となった場合は、後日、続行大会を実施する。
2. 降雨等により、当日、開会することができなかった場合は、後日、延期大会を実施する。
3. 事情により、続行大会及び延期大会が中止となった場合、受納した参加料は返金しない。
4. 大会の延期及び中止の決定は、当日、会場で行うこととする。但し、台風の接近等の場合は、この限りではない。
5. 大会当日の雨天問い合わせは、1加盟団体1名とする。

第13条（公認審判員徽章等の携行）

選手は大会当日、公認審判員徽章（ワッペン）とイエローカードを携行すること。

第14条（ゼッケンの着用）

1. 出場選手は、日本連盟指定のゼッケンを4点留めで着用すること。着用しない場合は、失格とする。

第15条（選手の服装）

1. オーバーウェア（セーター・トレーナー・ベスト・ウォームアップ・トレーニングパンツ等）は着用を認めるが、できるだけ正規の服装で行うこと。
2. アンダーウェア（インナーウェア）は、できるだけユニフォームから露出させないこと。